令和７年度内部統制評価報告書

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

本町では、行政需要の多様化や行政を取り巻く環境の変化に伴い、事務処理上のリスクも複雑化・多様化している。このような中、職員個人の経験や能力だけに依存するのではなく、組織としてリスクを管理し、適正な事務執行を確保することが求められている。

内部統制制度は、発生した事案への対応や再発防止だけを目的とするものではなく、業務に内在するリスクをあらかじめ把握し、そのリスクに対する必要な対策を整備・運用するとともに、その有効性を継続的に検証・改善することにより、事務の適正な執行を確保することを目的とするものである。

本町においては、地方自治法第 150 条第２項の規定に基づき、財務に関する事務その他町長が必要と認める事務を対象として内部統制制度を実施している。

令和６年度は試験運用として制度周知や推進体制の整備を進め、令和７年度から本格運用を開始した。

令和７年度は、各課においてリスク管理シート及びリスク対応評価シートを作成し、業務に内在するリスクの把握、対応策の整理及び自己評価を実施した。その後、内部統制委員会において、全庁的なリスク分析、評価基準の整理、重大な不備該当性の検討及び評価報告書（案）の確認を行った。さらに、内部統制推進本部会議において評価報告書（案）を審議し、意見を踏まえて内容の修正を行った。

本報告書は、地方自治法第 150 条第４項の規定に基づき作成したものであり、令和７年度における内部統制の整備及び運用状況について評価した結果を取りまとめたものである。

２　評価対象期間及び評価基準日

（１）評価対象期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（２）評価基準日

令和８年３月３１日

３　評価手続

内部統制の評価に当たっては、各課において作成したリスク管理シートのうち、重要性が高いリスクを抽出（原則３件以上）し、リスク対応評価シートとして整理した。

対象所属は 26 所属、提出件数は 85 件であった。

提出されたリスク対応評価シートについて、

・リスク件数

・リスク種類

・発生頻度
・重大性
・共通リスク
・整備状況
・運用状況
等の観点から分析及び評価を行った。
また、内部統制委員会において整備状況及び運用状況の評価基準を整理するとともに、リスク分析結果、重大な不備該当性及び改善の方向性について検討を行った。さらに、内部統制推進本部会議において評価報告書（案）を審議し、その意見を踏まえて報告書を修正した。

４　評価結果

令和７年度における内部統制の整備及び運用状況について、各課の自己評価結果及び内部統制委員会で整理した評価基準を踏まえ評価を実施し、その内容について内部統制推進本部会議で審議を行った結果、一部に不備が認められたものの、重大な不備は認められなかった。
なお、評価に当たっては、事故や施設老朽化等の事象のみをもって「不備あり」とするのではなく、内部統制の整備又は運用に実際の問題が認められる場合に限定して評価を行った。
このため、本町の内部統制は、評価対象期間において概ね有効に整備及び運用されているものと判断した。

５　確認された不備の概要

各課における自己評価結果を整理したところ、下記のとおりであった。
・整備状況において「不備あり」と評価したもの　４件
・運用状況において「不備あり」と評価したもの　２件

主な内容としては以下のとおり。
【整備状況の不備（４件)】
・契約締結手続における確認体制の不備　　１件
・支払事務における確認手順の不備　　１件
・通知発送事務における確認体制の不備　　１件
・登録情報変更時における更新手順の不備　１件
【運用状況の不備（２件)】
・議案等の確認体制の運用不足　　１件
・登録情報更新後の確認手順の運用不足　１件

６　リスク分析結果

提出されたリスク対応評価シートを分析した結果、事務処理・確認ミスに関するリスクが最も多く、日常業務におけるヒューマンエラーが中心であった。

なお、多くの所属において、チェック体制の強化、マニュアルの整備・見直し、情報共有の徹底等の改善策が講じられており、改善策については概ね有効に機能していることが確認された。

７　重大な不備の評価

確認された不備について検討した結果、いずれも個別又は一時的な不備であり、内部統制制度全体の有効性を著しく低下させるものではないと判断した。

また、不備が確認された事項については、関係課において改善対応及び再発防止策の検討が行われている。

以上のことから、本町の内部統制制度全体の有効性に影響を及ぼすような重大な不備は認められなかった。

８　改善措置及び今後の対応

今回の評価結果及び内部統制委員会及び内部統制推進本部会議での意見を踏まえ、大津町内部統制基本方針に掲げる目的の達成に向け、次の取組を推進する。

（１）評価基準の継続運用

整備状況及び運用状況の評価基準を全庁で共有し、自己評価の客観性及び均一性を確保するとともに、運用状況を踏まえながら必要に応じて見直しを行う。

（２）リスク管理の充実

社会情勢の変化や全国的な事案、町で発生した事務処理ミス等を踏まえ、リスク管理シートの内容を継続的に見直し、重要リスクの適切な把握に努める。

（３）確認体制及び職員能力の向上

関係法令及びマニュアルの再確認、チェック体制の強化、確認を徹底する職場風土の醸成、職員研修の実施並びにＡＩ等のデジタル技術の活用方法の整理及びマニュアル整備を進め、その活用を推進することで、事務処理ミスの未然防止を図る。

（４）改善策の継続的なモニタリング

各課が講じた改善策について、その実施状況及び有効性を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善策の見直しを行う。

（５）内部統制制度の定着

内部統制制度の目的及び考え方について職員への理解を深めるとともに、制度運

用を通じて継続的な改善を図り、組織全体のリスク管理能力の向上に努める。

９　まとめ

令和７年度は、内部統制制度の本格運用初年度として、各課においてリスクの把握、対応策の整理及び自己評価を実施するとともに、内部統制委員会において全庁的な分析及び評価を行い、その後、内部統制推進本部会議において評価報告書（案）の審議を行った。

その結果、本町の内部統制は、評価対象期間において概ね有効に整備及び運用されていることを確認した。内部統制委員会では評価基準の統一やリスク管理シートの充実等について整理を行い、内部統制推進本部会議では、制度を形骸化させることなく実効性のある運用を図ること、組織的な確認体制の強化、職員の能力向上及び内部統制制度の定着に向けた取組を進めることなどについて意見が示された。

本年度の制度運用を通じて、内部統制制度は、発生した事案への対応や再発防止だけを目的とするものではなく、業務に内在するリスクを把握し、そのリスクに対する必要な対策を整備・運用するとともに、その有効性を継続的に検証・改善することにより、事務の適正な執行を確保する制度であることを改めて認識した。

制度を継続して運用する中で、職員一人ひとりがリスクを意識し、自ら適切な対応を考えながら業務を遂行するとともに、思い込みによる確認漏れを防ぐため、一度立ち止まって確認する意識を組織全体で定着させていくことが重要である。

内部統制制度は、一度で完成するものではなく、運用を通じて課題を把握し、改善策のモニタリングや評価結果の検証を重ねながら、PDCA サイクルによる継続的な改善を積み重ねることで、その実効性を高めていくものである。今後も、大津町内部統制基本方針に基づき、実効性のある制度運用を目指すとともに、内部統制制度の充実及び定着を図り、町民に信頼される行政運営の確立に努めるものとする。

令和８年７月２８日
大津町長　金田　英樹

大監第　３３　　号
令和８年８月１９日

大津町長　金田　英樹　様

大津町監査委員　吉永　正
大津町監査委員　豊瀬　和

地方自治法第１５０条第５項の規定に基づき、町長から提出された「令和７年度内部統制評価報告書」について審査した結果、下記のとおり意見を提出します。

「令和７年度大津町内部統制評価報告書審査意見書」

１　町長から提出された令和７年度内部統制評価報告書は、すべての項目において適正に作成されているものと認めます。

また、一部に不備が認められたものの、内部統制制度全体の有効性に影響を及ぼすような重大な不備は認められず、評価対象期間において概ね有効に整備及び運用されているとした評価結果は妥当であると認めます。

２　令和７年度は、大津町における内部統制制度の本格運用初年度として、２６所属から８５件のリスク対応評価シートが提出されるなど、全庁的なリスク分析と評価が行われました。

今後の本町の内部統制制度の更なる充実と定着に向けて、以下の点に留意し、引き続き取り組みを推進されるよう望みます。

（１）確認された不備に対する着実な改善とモニタリングの評価において、契約締結や支払事務における確認体制の不備など「整備状況の不備」が４件、議案等の確認体制の運用不足など「運用状況の不備」が２件確認されました。

これらはいずれも個別又は一時的な不備であり、重大な不備には該当しないと判断されていますが、各課において策定された改善策や再発防止策が有効に機能しているかを継続的にモニタリングし、必要に応じた見直しを行うよう努めてください。

（２）ヒューマンエラー防止と確認体制の強化や提出されたリスクの分析結果から、日常業務における事務処理や確認ミスに関するリスクが最も多いことが明らかになっています。思い込みによる確認漏れを防ぐため、一度立ち止まって確認する意識を組織全体で定着させることが重要です。関係法令やマニュアルの再確認、チェック体制の強化とともに、確認を徹底する職場風土の醸成を進めてください。

（３）デジタル技術の活用とPDCAサイクルによる継続的改善や事務処理ミスの未然防止を図るため、AI等のデジタル技術の活用方法の整理及びマニュアル整備を推進する方針が示されたことを評価します。内部統制制度は一度で完成するものではありません。

今後も職員研修等を通じて職員への理解を深めるとともに、運用を通じて把握した課題に対し、PDCAサイクルによる継続的な改善を積み重ねることで、実効性のある制度運用と町民に信頼される行政運営の確立に努められることを期待します。